

「医薬品等制度改革検討部会」 の設置について（案）

1 設置の主旨

平成 22 年 4 月に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」において取りまとめられた最終提言を踏まえ、医薬品等の承認時及び販売後における安全対策の強化を図るとともに、医療上の必要性の高い医薬品等を速やかに使用できるようにするため、必要な医薬品等の制度改革事項について調査審議するものである。

2 部会の検討事項（例）

- (1) 医薬品関係者の安全対策への取組みの促進
- (2) 医療上必要性の高い医薬品等の迅速な承認
- (3) 医薬品等監視の強化を進めるための見直し
- (4) その他

3 部会の構成

医学、薬学、法律学の専門家、製薬業界・医療機器業界の関係者、薬害被害者等を委員として参集する（おおむね 15 名程度の委員を予定）。

4 検討スケジュール

平成 24 年の通常国会への改正法案の提出を目指し、必要な制度改革について本部会で最終的な意見を取りまとめる。

厚生科学審議会の構成について

厚生科学審議会

[30名以内]厚生労働省設置法(平成11年7月16日法律第97号)により設置

